

函館市監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項に規定する監査を次のとおり実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

なお、この監査については、小野浩監査委員、本間裕邦監査委員、浜野幸子前監査委員および斉藤佐知子前監査委員が監査を行ったものである。

令和7年8月5日

函館市監査委員	小	野	浩
函館市監査委員	本	間	裕 邦
函館市監査委員	出	村	ゆかり
函館市監査委員	道	畑	克 雄

1 定期監査

対象部局 港湾空港部， 榎法華支所， 消防本部， 選挙管理委員会事務局

監 査 報 告 書

令和 7 年 (2025 年) 8 月

函 館 市 監 査 委 員

目 次

I	監査の対象部局等	1
II	監査の結果	1
1	定期監査	
	(1) 港湾空港部	2
	(2) 榎法華支所	4
	(3) 消防本部	6
	(4) 選挙管理委員会事務局	8

I 監査の対象部局等

1 定期監査

対象部局	監査の対象期間	監査の実施期間
港湾空港部	令和6年4月1日から 令和6年11月30日まで	令和6年12月25日から 令和7年5月15日まで
榎法華支所	令和6年4月1日から 令和6年11月30日まで	令和6年12月25日から 令和7年5月15日まで
消防本部	令和6年4月1日から 令和6年11月30日まで	令和6年12月25日から 令和7年5月15日まで
選挙管理委員会事務局	令和6年4月1日から 令和6年11月30日まで	令和6年12月25日から 令和7年5月15日まで

II 監査の結果

監査の結果は、次の各監査結果報告書のとおりである。

令和6年度（2024年度）定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

港湾空港部

(2) 対象事務

令和6年（2024年）4月1日から令和6年11月30日までに執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和6年12月25日から令和7年（2025年）5月15日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込ままたは預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務は、監査した限りにおいて、いずれも適正に執行されていた。

令和6年度（2024年度）定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

楸法華支所

(2) 対象事務

令和6年（2024年）4月1日から令和6年11月30日までに執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和6年12月25日から令和7年（2025年）5月15日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込ままたは預入されているか。

(3) 庶務的事務

- ア 職員の服務に係る手続は適正か。
- イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務について、監査した限りにおいて、次のとおり見直しを要する点が見受けられた。

(1) 意見

ア 予算の執行

函館市港湾施設管理条例（平成12年条例第38号）の別表第2では、椴法華港の使用料等について、物揚場使用料はけい留期間および船舶の総トン数、船揚場使用料は使用日数および占用面積により定めているが、椴法華支所では、総トン数5トン未満の船舶にかかる船揚場使用料において、占用面積にかかわらず、同条例第12条第1項の減免規定を用いて物揚場使用料と同額の6,495円に限度額を設定し、対象となる船舶について全て一律に6,495円を徴収していた。

このことは、椴法華港が漁業者も利用する地方港湾であり、同一の港内を使用する総トン数5トン未満の船舶の使用料において、船揚場と物揚場で差異が生じないように取扱ったものと思料されるが、本来徴収すべき金額と異なる一律の使用料を徴収することは、条例の趣旨に照らし適当とは言えないことから、条例の規定に基づき使用料を徴収されたい。また、条例が実態と乖離しているのであれば、必要に応じて条例を改正することも検討されたい。

令和6年度（2024年度）定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

消防本部

(2) 対象事務

令和6年（2024年）4月1日から令和6年11月30日までに執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和6年12月25日から令和7年（2025年）5月15日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込ままたは預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務は、監査した限りにおいて、いずれも適正に執行されていた。

令和6年度（2024年度）定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

選挙管理委員会事務局

(2) 対象事務

令和6年（2024年）4月1日から令和6年11月30日までに執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和6年12月25日から令和7年（2025年）5月15日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 庶務的事務

- ア 職員のサービスに係る手続は適正か。
- イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務について、監査した限りにおいて、次のとお

り改善を要する点が見受けられた。

(1) 指摘事項

ア 予算の執行

選挙費で予算執行している第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査に係る選挙器材運搬作業において、競争入札によらず、随意契約とするため、函館市契約条例施行規則（昭和39年規則第4号）第30条の2に規定する額を超えないように分割発注していた。

また、随意契約により契約を締結しようとするときは、同規則第30条の4第1項および第30条の5第1項の規定により、あらかじめ予定価格を定め、2者以上から見積書を徴するとされているところ、積算書を作成していないことから予定価格を定めず、見積書を2者以上から徴しないまま特命随意契約としており、適正な業者選定手続が執られていなかった。

選挙管理委員会事務局では、令和4年度定期監査の指摘を受け、選挙の種類や期日により競争入札または随意契約のいずれの契約手法を選択するか整理し、予定価格を定めるなど適正な契約事務を執行するとしていたが、今回は選挙期日までの期間が短く、競争入札に付するために必要な期間が確保できなかったことから、前例踏襲の事務処理を行っていた。

地方公共団体の契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定するとおり競争入札が原則であり、競争入札を避けるための分割発注は不適切であることから、発注の時期や機会、履行場所などを検討したうえで適切な発注単位や契約手法を選挙の実施に備えて日頃から整理しておくことはもとより、選挙期日までの期間が短く随意契約によらなければならない場合においても、予定価格を定めるなど法令等にのっとり適正な契約事務の執行を図られたい。